

350万人のウイルス性肝炎患者の救済を求める意見書

全国に350万人いると推定されているB型・C型肝炎感染者・患者の大半は、血液製剤の投与、輸血、集団予防接種における針・筒の使い回しなどの医療行為による感染で、これらのウイルス性肝炎は、慢性肝炎から高い確率で肝硬変・肝臓がんに進行する重大な病気である。

薬害C型肝炎被害者に関しては、「薬害肝炎救済特別措置法」が平成20年1月に制定され救済が進められているが、患者の多くは、感染してから長い年月を経て発症するため、カルテ等による血液製剤投与の証明が難しく、その多くは、救済対象から除外されている。

また、集団予防接種の際の注射器の連続使用によってB型肝炎感染被害を出した予防接種禍事件では、平成23年1月、先行する札幌地方裁判所から出された和解案を国と原告団が受け入れを決め、和解成立へと向かっているが、条件面での隔たりがあり、B型肝炎患者救済のために早期の解決が求められている。

国内最大の感染症被害をもたらしたことに対する国の責任が明記され、肝炎対策に係る施策を総合的に推進する「肝炎対策基本法」が、平成21年11月に制定されたが、国の肝炎対策基本指針や必要な個別法、予算措置がなければ、患者の救済は進まない。

よって国におかれては、次の事項が実現されるよう、強く要請する。

- 1 肝炎対策基本法をもとに、患者救済に必要な法整備、予算化を進め、全患者に対する救済策を実行すること。
- 2 薬害肝炎救済特別措置法による救済の枠組みを広げ、カルテ以外の記録、医師等の証明、患者・遺族の記憶・証言などをもとに特定血液製剤使用可能性のあるC型肝炎患者を救済すること。
- 3 集団予防接種が原因とされるB型肝炎患者に対する救済策を講じること。
- 4 肝庇護薬、検査費用、通院費への助成をはじめ、肝炎治療費への支援、生活保障を行うとともに、肝炎対策基本法が定めた肝硬変・肝がん患者への支援策を進めること。
- 5 ウイルス性肝炎の治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発促進、治験の迅速化等を図ること。
- 6 医原病であるウイルス性肝炎の発症者に一時金もしくは健康管理手当などを支給する法制度を確立すること。
- 7 肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見・早期治療につなげる施策を講じるとともに、ウイルス性肝炎への偏見差別の解消、薬害の根絶を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月11日

徳島県議会議長 藤 田 豊